

平成 28 年（ワ）289号等 伊方原発運転差止等請求事件

原 告 [REDACTED] 外

被 告 四国電力株式会社

準備書面 26

(震源を特定せず策定する地震動)

広島地方裁判所 民事第2部 御中

令和元年 11月 8日

原告ら訴訟代理人弁護士 能 势 顯 男



同 弁護士 胡 田



同 弁護士 前 川 哲 明



同 弁護士 竹 森 雅 泰



同 弁護士 松 岡 幸 輝



同 弁護士 橋 本 貴 司



同 弁護士 村 上 朋 矢



(但し、1281号事件のみ)

同 弁護士 河 合 弘 之



1 「震源を特定せず策定する地震動」の適合性審査等における問題点

原子力規制委員会は、2013年（平成25年）7月、新規制基準を策定し、地震動の影響を評価する基準として、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」（以下「審査ガイド」という。）を策定した。そこでは、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と、「震源を特定せず策定する地震動」を相補的に考慮し、敷地で発生する可能性のある地震動全体を考慮して基準地震動が定められるべきこととされ（審査ガイドI 2(4)）、「震源を特定せず策定する地震動」のうち、「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」については、Mw6.5未満の14地震を考慮するよう例示されていた。

ところが、原子力規制委員会における新規制基準適合性審査においては、「震源を特定せず策定する地震動」のうち、「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」（Mw6.5未満の地震）については、審査ガイドに例示されているMw6.5未満の14地震の中から敷地に及ぼす影響が大きいとして抽出された5地震のうち、2004年北海道留萌支庁南部地震について佐藤ほか(2013)で推定された基盤地震動に不確かさを考慮した地震動を「震源を特定せず策定する地震動」として策定することを妥当と判断してきた。事業者は、残りの4地震の検討については、各観測地点における詳細な地盤物性値が得られておらず、精度の高い解放基盤表面における地震動の推定が困難なことから、今後取り組むべき中長期課題と整理し、各観測地点の地盤調査等による地盤物性値の評価等に時間を要していた。

要するに、電力会社は、地盤情報が不足していることなどを理由として14地震の大部分についての検討を先送りし、また、原子力規制委員会もこれを許容して、新規制基準適合性審査を行ってきたのであり、原発の耐震安全性の判断は、原子力規制委員会が自ら策定した審査ガイド

を無視して行われてきたといつても過言ではない状況が続いていた。なお、伊方原発3号機における、被告の「震源を特定せず策定する地震動」における地震動評価の不合理性については、原告ら準備書面9の52頁以下で指摘しているところである。

2 原子力規制委員会が「震源を特定せず策定する地震動」の基準を改正しようとしていること

ところで、このような状況に鑑みて、原子力規制委員会は、全国の原子力発電所等において共通に適用できる地震動の策定方法を早期に明示する観点から、2017年（平成29年）11月29日に「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を設け、地域的な特徴を極力低減させた普遍的な地震動レベルを設定するために所要の検討が行われることになった。検討チームは2019年（令和元年）8月7日に開催された第11回検討チーム会議において、「全国共通に考慮すべき「震源を特定せず策定する地震動」に関する検討報告書」（甲B138、以下「報告書」という。）を取りまとめ、北海道留萌支庁南部地震も含めた既知の89地震の観測記録に所要の補正を加えて、統計処理した地震基盤相当面における標準応答スペクトルを策定した。

報告書は、同月28日に開催された第24回原子力規制委員会において報告され（甲B139—令和元年度第24回原子力規制委員会式次第）、その際、「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルについて、規制への取り入れ方を検討するよう指示がなされ、同年10月18日に事業者からの意見聴取を行う（甲B140—第1回震源を特定せず策定する地震動（スペクトル）の規制導入の経過措置に係る意見聴取会式次第）等、現在、審査ガイド等の基

準の改正に向けて検討が行われているところである。

3　まとめ

以上のとおり、原子力規制委員会自ら、検討チームを立ち上げて、「震源を特定せず策定する地震動」に関する審査ガイド等の基準を改正しようとしていることからしても、現行の「震源と特定せず策定する地震動」における地震動評価が不合理であることは明らかである。

今後、審査ガイド等の基準が改正されることになるが、原子力規制委員会の更田豊志委員長は、2019年（令和元）年7月10日に行われた記者会見において、検討会による報告案の取りまとめを受けて、今後、既に新規制基準適合性審査を終えている原発にも新しい基準に従った対策を義務づける「バックフィット制度」が適用されることになること、その場合に新規制基準適合性審査の際に策定された基準地震動に影響が出て、耐震性が不足していると評価される可能性がある原発として、九州電力の川内原発や玄海原発に加えて、本件訴訟で問題となっている被告・四国電力の伊方原発3号機も挙げられている（甲B141－原子力規制委員会記者会見録）のであるから、報告書に基づく標準応答スペクトルが「震源を特定せず策定する地震動」の基準とされた場合、伊方原発3号機が、耐震性を欠くことになる可能性が高い。

よって、このような観点からも、伊方原発3号路が耐震性を欠き、その結果、放射性物質が拡散し、原告らの人格権を侵害する具体的危険性があることは明らかである。

以上